

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月13日
【届出者の氏名又は名称】	Kamgras 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-6250-6200（代表）
【事務連絡者氏名】	弁護士 内間 裕／同 濱田 啓太郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Kamgras 1 株式会社 （東京都港区麻布台一丁目3番1号麻布台ヒルズ森JPタワー17階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「公開買付者」とは、Kamgras 1 株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「対象者」とは、株式会社カカコムをいいます。
- （注3） 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注6） 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- （注7） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- （注8） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注9） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- （注10） 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- （注11） 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその

関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注12) 公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ（以下「DG」といいます。）及びKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月13日付で提出いたしました公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付及び2026年7月31日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）及びその添付書類である2026年5月13日付公開買付開始公告（2026年5月19日付、2026年5月27日付及び2026年6月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項並びに2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付及び2026年7月31日付の公開買付条件等の変更の公告により変更された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を3,450円から3,570円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を本書提出日である2026年8月13日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月27日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

また、本公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長に伴い、公開買付届出書の添付書類である公開買付条件等の変更の公告を提出いたしましたので、当該添付書類を追加し、また、公開買付届出書の添付書類である出資証明書に変更がありましたので、当該添付書類である出資証明書を差し替えるものです。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の概要

4 買付け等の目的

(1) 公開買付けの目的の概要

(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針

① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

② 買付け等の価格の算定の経緯及び基礎

③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(4) 公開買付け後の組織再編等の方針

5 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間等

① 買付け等の期間

(2) 買付け等の価格

9 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

④ その他資金調達方法

⑤ 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

11 決済の方法

(2) 決済の開始日

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(1) 会社の概要

③ 資本金の額及び発行済株式の総数

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

5 大量保有報告書等の提出状況

(2) 特別関係者が提出した書類

II 公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

Ⅰ 公開買付届出書
第 1 【公開買付要項】
3 【買付け等の概要】
(訂正前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年 5 月13日から2026年 8 月17日まで (67営業日)
買付け等の価格	普通株式 1 株につき、金3,450円 第 8 回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第10回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第11回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第13回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第14回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第15回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第16回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第17回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第18回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第19回新株予約権 1 個につき、金 1 円 第20回新株予約権 1 個につき、金 1 円
買付予定数の下限	34,941,000 (株) (注 1)
買付予定数の上限	— (株)
対象者の意見	対象者が2026年 5 月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、2026年 5 月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年 7 月 2 日付で公表した「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」(以下「7 月 2 日付対象者プレスリリース」といいます。))によれば、その後、対象者は、2026年 7 月 1 日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 また、公開買付者は、対象者より、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年 7 月17日時点において、本特別委員会(下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。))による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年 7 月 2 日付の意見に変更はない旨の伝達を受けております。

<後略>

(訂正後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年8月27日まで（75営業日）
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,570円 第8回新株予約権1個につき、金1円 第10回新株予約権1個につき、金1円 第11回新株予約権1個につき、金1円 第13回新株予約権1個につき、金1円 第14回新株予約権1個につき、金1円 第15回新株予約権1個につき、金1円 第16回新株予約権1個につき、金1円 第17回新株予約権1個につき、金1円 第18回新株予約権1個につき、金1円 第19回新株予約権1個につき、金1円 第20回新株予約権1個につき、金1円
買付予定数の下限	34,941,000（株）（注1）
買付予定数の上限	—（株）
対象者の意見	対象者が2026年5月12日付で公表した「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、2026年5月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。 また、対象者が2026年7月2日付で公表した「（変更）「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「7月2日付対象者プレスリリース」といいます。）によれば、その後、対象者は、2026年7月1日開催の対象者取締役会において、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持するものの、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見については撤回し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねること、及び本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。 なお、下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、2026年7月17日時点及び2026年8月13日時点において、本特別委員会（下記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

<後略>

4【買付け等の目的】

(1)【公開買付けの目的の概要】

(訂正前)

＜前略＞

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示) 株式会社カカコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))における、本提案者(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

その後、本SPV(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。))であるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカコム(証券コード:2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて対象者は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案(以下「本7月29日付提案」といいます。))を受領した旨を公表しております。また、本コンソーシアムは、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者から2026年7月29日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、2026年7月31日時点で決定している事実はありません。

公開買付者は、これらの本提案者及び対象者による公表の状況、並びに対象者からの上記の協議の申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年7月31日付で本訂正届出書を提出することといたしました。本訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2026年7月31日付で、公開買付期間は2026年8月17日まで延長され、合計67営業日となっております。

＜中略＞

公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに1,970億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに2,250億円を上限として融資（以下「本融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとされており、同融資契約においては、財務制限条項が規定され、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式又は対象者若しくはその子会社の資産の一部に対しての担保設定が義務付けられ、また対象者若しくはその子会社が連帯保証を提供する可能性があります、一般的な条件の設定にとどまる予定です。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,805円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,450円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

<中略>

また、本コンソーシアムは、対象者より、本条件変更提案（下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。）を受け、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はない旨の伝達を受けております。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、7月2日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

- ① 本公開買付けの実施前
＜中略＞
- ② 本公開買付けの実施後（2026年8月24日（予定））
＜中略＞
- ③ 本スクイズアウト手続の実施後（2026年11月上旬（予定））
＜中略＞
- ④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年11月中旬（予定））
＜中略＞
- ⑤ 本自己株式取得の実施後（2026年11月中旬（予定））
＜中略＞
- ⑥ 本再出資の実施後（2026年11月中旬以降（予定））
＜後略＞

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフーが公表した「(経過開示) 株式会社カカクコムの本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました(以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本7月17日付条件変更」といいます。)。なお、本コンソーシアムは、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月1日付提案(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))における、本提案者(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。))とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本7月17日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えておりました。

その後、本SPV(下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。))であるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカクコム(証券コード:2371)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「7月29日付本提案者プレスリリース」)を公表し、それを踏まえて対象者は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案(以下「本7月29日付提案」)を公表しております。また、本コンソーシアムは、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者から2026年7月29日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました(以下「7月29日付協議申入れ」)といいます。))。

公開買付者は、これらの本提案者及び対象者による公表の状況、並びに対象者からの7月29日付協議申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年7月31日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することといたしました。当該訂正届出書の提出に伴い、令第13条第2項第2号イに基づき、2026年7月31日付で、公開買付期間は2026年8月17日まで延長され、合計67営業日となっております。

その後、公開買付者は、7月29日付本提案者プレスリリース及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7月29日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定し、2026年8月13日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それによって、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月27日まで延長し、合計75営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本8月13日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本7月29日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,640円は実現不可能な価格であると理解しており、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本8月13日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

<中略>

公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに2,110億円を限度として出資を受けるとともに、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行から本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日前までに2,250億円を上限として融資（以下「本融資」といいます。）を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本融資に係る融資条件の詳細は、株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、野村キャピタル・インベストメント株式会社、株式会社横浜銀行、株式会社きらぼし銀行及び株式会社あおぞら銀行と別途協議の上、本融資に係る融資契約において定めることとされており、同融資契約においては、財務制限事項が規定され、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式又は対象者若しくはその子会社の資産の一部に対しての担保設定が義務付けられ、また対象者若しくはその子会社が連帯保証を提供する可能性があります、一般的な条件の設定にとどまる予定です。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,902円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

さらに、DGは、本自己株式取得で得た金銭の一部を原資として、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者に対して再出資し、当該会社の普通株式を取得します（以下「本再出資」といいます。）。なお、本再出資における公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の普通株式1株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,570円（ただし、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合その他対象者の発行済株式総数の変更等に伴い合理的な調整を行う予定です。）とする予定であり、当該取引の結果として、DGは、公開買付者親会社又は公開買付者祖父会社等であって公開買付者が指定する者の議決権保有割合の約20%（予定）（注10）を保有することとなる見込みです。

<中略>

なお、本7月17日付条件変更提案及び本8月10日付条件変更提案（いずれも下記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「① 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」で定義します。以下同じです。）を受け、2026年7月17日時点及び2026年8月13日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主

の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース、7月2日付対象者プレスリリース及び下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認」をご参照ください。

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

① 本公開買付けの実施前

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026年9月3日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026年11月中旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年11月下旬（予定））

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2026年11月下旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2026年11月下旬以降（予定））

<後略>

(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

① 【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

(訂正前)

＜前略＞

本コンソーシアムは、本7月1日付提案及び7月1日付協議申入れ以降、対象者の市場株価が本条件変更前の本公開買付価格である3,000円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討いたしました。本コンソーシアムは、本条件変更前の本公開買付価格は既に対象者の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の対象者の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者による対抗提案によって市場株価が本条件変更前の本公開買付価格を上回って推移し、本公開買付けが成立せず長期化し、対象者の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、対象者の事業運営上悪影響があり、対象者の企業価値を毀損するおそれがあり、また、対象者の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、対象者の企業価値向上施策に取り組むことが重要であるとの考えのもと、下記(Ⅰ)～(Ⅳ)の観点も踏まえ、本公開買付価格を3,450円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026年7月15日付で対象者及び本特別委員会に対して、本条件変更を提案いたしました（以下「本条件変更提案」といいます。）。

(Ⅰ) 本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付価格(3,450円)が実現可能な最高値であること

本7月1日付提案において、本提案者は、公開買付価格を3,384円としつつ、KDDIとの公開買付不応募契約（以下「本提案者不応募契約（KDDI）」といいます。）の締結ができた場合には公開買付価格を3,500円（以下「名目価格」といいます。）とする二重価格での提案を公表しております。一方、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」に記載のとおり、公開買付者がKDDIと締結している本不応募契約（KDDI）上、KDDIは第三者との間で抵触取引（下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」において定義します。）に関する合意をしてはならない義務を負っており、当該義務に違反せずにかかる合意を行うためには、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格により対象者株式の全てを対象とする対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けが開始されること等の条件を満たす必要があります。このため、本提案者が、本提案者不応募契約（KDDI）を締結するためには、かかる条件をみたす本提案者による公開買付けが開始された後に、改めて、KDDIに対して本提案者不応募契約（KDDI）の締結を要請する必要があります。しかしながら、仮に上記の条件を満たした公開買付けが開始され、かつ、上記の要請がなされたとしても、KDDIとしては、敢えて本提案者不応募契約（KDDI）を締結して対価を受領する時期を遅らせる合理的な理由はなく、当該要請を受けた時点で既に開始されている本提案者による公開買付けに応募して早期に対価を受領する方が、時間的価値の観点で合理的と考えられます（すなわち、公開買付価格の均一性及び株主間の公平性・公正性の観点から、①本提案者不応募契約（KDDI）締結によってKDDIが実質的に得られる金額（対象者による自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額）と、②名目価格による対抗公開買付けに応募した場合にKDDIが実質的に得られる金額（公開買付けに応じた場合の税引後手取り額）は同一となる必要性があるため、①の自己株式取得の価格にかかる必要性を満たす価格に設定されるところ、上記のとおり①と②の金額が同じであれば、早期に対価を受領することのできる②を選択する（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、公開買付けに応募する）方が合理的と考えられます。）。このように、本提案者が主張する名目価格は、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提としている一方で、上記の条件を満たした公開買付けが開始された後のKDDIとしては本提案者不応募契約（KDDI）締結に応じる経済合理性がない（本提案者不応募契約（KDDI）を締結せず、当該公開買付けに応募した方が経済的に利益がある）という構造的な問題が存在していると考えられます。したがって、公開買付者は、本提案者が名目価格を実際の公開買付価格とすることは、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り（すなわち、本提案者において、かかる条件を放棄して、KDDIからも自己株式取得によらず名目価格での公開買付けへの応募を受け付けることで経済的負担が増加することを甘受しない限りは）、実現し難いものと考えております。なお、公開買付者として、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」という条件を放棄して、名目価格を公開買付価格とする可能性があり得るか否かについては、把握しておりません。

なお、本提案者は、本7月1日付提案において対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とし、また、対象者の賛同意見表明なく公開買付けを開始する意思がないことを公表しております。一方、公開買付者と対象者の間で締結されている本公開買付契約上、本コンソーシアムの公開買付価格が本7月1日付提案における提案価格の3,384円以上である限り、対象者は本公開買付けへの賛同を撤回できず、また、本提案者による対抗公開買付けに賛同することもできないことから、本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）での本公開買付けが継続し、かつ、対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とする限りにおいて、本提案者はそもそも公開買付けを開始することすらできないと理解しております。

以上より、公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り、名目価格は実現不可能な価格であると理解しており、本提案者による対抗公開買付けは、①本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提としないものであり、かつ、②対象者の発行済株式の全てを対象とする公開買付けであって、当該公開買付価格が公開買付者による本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）を上回っているという条件をいずれも満たさない限り、公開買付価格だけを比較したとしても、本公開買付けの方が優れた提案であると考えております。

本提案者による2026年7月1日付「（経過開示）株式会社カカクコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせは、上記のような名目価格の実現可能性について十分な説明がなく、市場に混乱をもたらす、株主の正常な判断を歪める恐れがある内容であると考えております。公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り実現不可能な名目価格により、対象者の市場株価は本条件変更前の本公開買付価格及び名目価格も上回る水準で推移しておりますが、名目価格の実現性について、公開買付者が正しいと考える上記の理解が浸透すれば、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は対象者の株主の皆様において、実現及び享受が可能な最高値であると評価いただけるものと考えております。

（II）公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して優れていると考えられること

本公開買付けは、上記「（I）本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）が実現可能な最高値であること」に記載の内容について、対象者の株主の皆様から、公開買付者が正しいと考える上記の理解が得られ、市場の混乱が収束できた場合には、本公開買付けの成立に必要な各種当局審査の許認可等を取得済みであることから、本条件変更後、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主の皆様においては対象者株式の売却が可能となります。一方、本7月1日付提案では、本提案者による対抗公開買付けは対象者による賛同表明や各国の競争法における許認可等の取得等を前提条件として、2026年9月頃の開始を予定している旨が公表されておりますが、各国の競争法における許認可等の取得の審査状況によって開始時期については不確実性があると考えられ、そのような競争法対応やその後の公開買付期間及び決済期間を考慮した場合、本公開買付けと本7月1日付提案において、対象者株主の売却可能時期に相応の期間の差が生じる可能性があるものと考えております。売却可能時期に相応の期間の差が生じる場合、対象者の株主の皆様においてはその間に他の投資機会に資金を振り向けることによって得られたであろう収益機会を失うこととなり、そのような時間的価値や機会損失、及び実現への不確実性等を総合的に勘案すると、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けは本7月1日付提案に対して魅力的な条件であると考えております。

（III）本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）は本提案者による対抗提案を経て十分に対象者株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであると考えていること

本公開買付けにおいて、本提案者による対抗提案を受け、本コンソーシアムによって実質的に過去2度にわたり対抗提案の価格以上の価格への引き上げの提案が行われている状況に鑑みても、マーケット・チェックは十二分に行われたと評価可能であると考えており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は、そのような競争環境を反映した水準であることから、株主利益最大化の観点から十分に合理的な水準であると評価可能であると考えております。また、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は対象者の第三者算定機関であるSMBC日興証券の株式価値評価レンジの上限である3,378円、及び本特別委員会の第三者算定機関である山田コンサルの株式価値評価レンジの上限3,303円を上回る水準であり、対象者がスタンドアロンで達成可能な公正価値を超過する水準であると理解しており、同観点でも十分に株主利益の最大化が図られた水準であると評価し得るものと考えております。

（IV）本条件変更後の本公開買付価格（3,450円）は、本提案者がOasis（下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）との間で締結している応募契約（Oasis）（下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。）において、Oasisの応募義務を免除する価格要件を充足すること

本7月1日付提案によれば、本SPV（下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。）とOasisとの間で応募契約（Oasis）が締結されており、本応募契約（Oasis）では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末尾の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日（ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末尾の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日）までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本7月1日付提案における本提案者に

よる公開買付価格は3,384円であることを踏まえると、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は上記要件を満たす金額であり、本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定です。

本条件変更提案に対して、本コンソーシアムは、対象者より、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はない旨の伝達を受けました。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定いたしました。

その後、本コンソーシアムは対象者より、対象者が本提案者から本7月29日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月29日に、同日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容を参照する形で対象者から本7月29日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月29日付提案の内容については、2026年7月29日付で本SPVが公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。）、対象者から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、現時点で決定している事実はありません。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本コンソーシアムは、本7月1日付提案及び7月1日付協議申入れ以降、対象者の市場株価が本7月17日付条件変更前の本公開買付価格である3,000円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討いたしました。本コンソーシアムは、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格は既に対象者の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の対象者の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者による対抗提案によって市場株価が本7月17日付条件変更前の本公開買付価格を上回って推移し、本公開買付けが成立せず長期化し、対象者の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、対象者の事業運営上悪影響があり、対象者の企業価値を毀損するおそれがあり、また、対象者の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、対象者の企業価値向上施策に取り組むことが重要であるとの考えのもと、下記(Ⅰ)～(Ⅳ)の観点も踏まえ、本公開買付価格を3,450円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026年7月15日付で対象者及び本特別委員会に対して、本7月17日付条件変更を提案いたしました(以下「本7月17日付条件変更提案」といいます。))。

- (Ⅰ) 本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)が実現可能な最高値であること

本7月1日付提案において、本提案者は、公開買付価格を3,384円としつつ、KDDIとの公開買付不応募契約(以下「本提案者不応募契約(KDDI)」といいます。))の締結ができた場合には公開買付価格を3,500円(以下「名目価格」といいます。))とする二重価格での提案を公表しております。一方、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約(KDDI)」に記載のとおり、公開買付者がKDDIと締結している本不応募契約(KDDI)上、KDDIは第三者との間で抵触取引(下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約(KDDI)」において定義します。))に関する合意をしてはならない義務を負っており、当該義務に違反せずにかかる合意を行うためには、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格により対象者株式の全てを対象とする対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けが開始されること等の条件を満たす必要があります。このため、本提案者が、本提案者不応募契約(KDDI)を締結するためには、かかる条件をみたす本提案者による公開買付けが開始された後に、改めて、KDDIに対して本提案者不応募契約(KDDI)の締結を要請する必要があります。しかしながら、仮に上記の条件を満たした公開買付けが開始され、かつ、上記の要請がなされたとしても、KDDIとしては、敢えて本提案者不応募契約(KDDI)を締結して対価を受領する時期を遅らせる合理的な理由はなく、当該要請を受けた時点で既に開始されている本提案者による公開買付けに応募して早期に対価を受領する方が、時間的価値の観点で合理的と考えられます(すなわち、公開買付価格の均一性及び株主間の公平性・公正性の観点から、①本提案者不応募契約(KDDI)締結によってKDDIが実質的に得られる金額(対象者による自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額)と、②名目価格による対抗公開買付けに応募した場合にKDDIが実質的に得られる金額(公開買付けに応じた場合の税引後手取り額)は同一となる必要性があるため、①の自己株式取得の価格にかかる必要性を満たす価格に設定されるところ、上記のとおり①と②の金額が同じであれば、早期に対価を受領することのできる②を選択する(本提案者不応募契約(KDDI)を締結せず、公開買付けに応募する)方が合理的と考えられます。))。このように、本提案者が主張する名目価格は、本提案者不応募契約(KDDI)締結を前提としている一方で、上記の条件を満たした公開買付けが開始された後のKDDIとしては本提案者不応募契約(KDDI)締結に応じる経済合理性がない(本提案者不応募契約(KDDI)を締結せず、当該公開買付けに応募した方が経済的に利益がある)という構造的な問題が存在していると考えられます。したがって、公開買付者は、本提案者が名目価格を実際の公開買付価格とすることは、本提案者が「本提案者不応募契約(KDDI)の締結ができた場合」との条件を維持する限り(すなわち、本提案者において、かかる条件を放棄して、KDDIからも自己株式取得によらず名目価格での公開買付けへの応募を受け付けることで経済的負担が増加することを甘受しない限りは)、実現し難いものと考えております。なお、公開買付者として、本提案者が「本提案者不応募契約(KDDI)の締結ができた場合」という条件を放棄して、名目価格を公開買付価格とする可能性があり得るか否かについては、把握しておりません。

なお、本提案者は、本7月1日付提案において対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とし、また、対象者の賛同意見表明なく公開買付けを開始する意思がないことを公表しております。一方、公開買付者と対象者の間で締結されている本公開買付契約上、本コンソーシアムの公開買付価格が本7月1日付提案における提案価格の3,384円以上である限り、対象者は本公開買付けへの賛同を撤回できず、また、本提案者による対抗公開買付けに賛同することもできないことから、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)での本公開買付けが継続し、かつ、対象者の賛同意見表明を公開買付け開始の前提条件とする限りにおいて、本提案者はそもそも公開買付けを開始することすらできないと理解しております。

以上より、公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り、名目価格は実現不可能な価格であると理解しており、本提案者による対抗公開買付けは、①本提案者不応募契約

(KDDI) 締結を前提としないものであり、かつ、②対象者の発行済株式の全てを対象とする公開買付けであって、当該公開買付価格が公開買付者による本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)を上回っているという条件をいずれも満たさない限り、公開買付価格だけを比較したとしても、本公開買付けの方が優れた提案であると考えております。

本提案者による2026年7月1日付「(経過開示) 株式会社カカクコム」の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせは、上記のような名目価格の実現可能性について十分な説明がなく、市場に混乱をもたらす、株主の正常な判断を歪める恐れがある内容であると考えております。公開買付者としては、本提案者が本7月1日付提案における上記の前提を維持する限り実現不可能な名目価格により、対象者の市場株価は本7月17日付条件変更前の本公開買付価格及び名目価格も上回る水準で推移しておりますが、名目価格の実現性について、公開買付者が正しいと考える上記の理解が浸透すれば、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格である3,450円は対象者の株主の皆様において、実現及び享受が可能な最高値であると評価いただけるものと考えております。

- (II) 公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して優れていると考えられること

本公開買付けは、上記「(I) 本7月1日付提案における本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とした公開買付価格3,500円は、当該前提が維持される限り、実現不可能な名目価格であり、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)が実現可能な最高値であること」に記載の内容について、対象者の株主の皆様から、公開買付者が正しいと考える上記の理解が得られ、市場の混乱が収束できた場合には、本公開買付けの成立に必要な各種当局審査の許認可等を取得済みであることから、本7月17日付条件変更後、本公開買付けが成立した場合、対象者の株主の皆様においては対象者株式の売却が可能となります。一方、本7月1日付提案では、本提案者による対抗公開買付けは対象者による賛同表明や各国の競争法における許認可等の取得等を前提条件として、2026年9月頃の開始を予定している旨が公表されておりますが、各国の競争法における許認可等の取得の審査状況によって開始時期については不確実性があると考えられ、そのような競争法対応やその後の公開買付期間及び決済期間を考慮した場合、本公開買付けと本7月1日付提案において、対象者株主の売却可能時期に相応の期間の差が生じる可能性があるものと考えております。売却可能時期に相応の期間の差が生じる場合、対象者の株主の皆様においてはその間に他の投資機会に資金を振り向けることによって得られたであろう収益機会を失うこととなり、そのような時間的価値や機会損失、及び実現への不確実性等を総合的に勘案すると、対象者の株主の皆様にとって、本公開買付けは本7月1日付提案に対して魅力的な条件であると考えております。

- (III) 本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)は本提案者による対抗提案を経て十分に対象者株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであると考えていること

本公開買付けにおいて、本提案者による対抗提案を受け、本コンソーシアムによって実質的に過去2度にわたり対抗提案の価格以上の価格への引き上げの提案が行われている状況に鑑みても、マーケット・チェックは十二分に行われたと評価可能であると考えており、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格である3,450円は、そのような競争環境を反映した水準であることから、株主利益最大化の観点から十分に合理的な水準であると評価可能であると考えております。また、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格である3,450円は対象者の第三者算定機関であるSMBC日興証券の株式価値評価レンジの上限である3,378円、及び本特別委員会の第三者算定機関である山田コンサルの株式価値評価レンジの上限3,303円を上回る水準であり、対象者がスタンドアローンで達成可能な公正価値を超過する水準であると理解しており、同観点でも十分に株主利益の最大化が図られた水準であると評価し得るものと考えております。

- (IV) 本7月17日付条件変更後の本公開買付価格(3,450円)は、本提案者がOasis(下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。)との間で締結している応募契約(Oasis)(下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。以下同じです。)において、Oasisの応募義務を免除する価格要件を充足すること

本7月1日付提案によれば、本SPV(下記「③ 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」で定義します。)とOasisとの間で応募契約(Oasis)が締結されており、本応募契約(Oasis)では、第三者により本提案者による公開買付けにおける公開買付価格を1%以上上回る公開買付けが開始され、かつ、Oasisより本提案者に対して価格変更の申し入れがなされ、当該申し入れの日から起算して5営業日を経過する日、又は対抗公開買付期間の末尾の2営業日前の日のうちいずれか早い方の日(ただし、当該申し入れの日が対抗公開買付期間の末日の2営業日前の日より後である場合には、対抗公開買付期間の末日)までに、本提案者が、当該第三者による公開買付けの価格以上の水準に公開買付価格を変更しない場合には、Oasisは応募義務を負わない旨が規定されているとのことです。本7月1日付提案における本提案者による公開買付価格は3,384円であることを踏まえると、本7月17日付条件変更後の本公開買付価格である3,450円は上記要件を満たす金額となります。

本7月17日付条件変更提案に対して、本コンソーシアムは、対象者より、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はない旨の伝達を受けました。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年7月17日、本公開買付価格を3,450円、本自己株式取得価格を2,805円に変更することを決定いたしました。

その後、本コンソーシアムは対象者より、対象者が本提案者から本7月29日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月29日に、7月29日付本提案者プレスリリースの内容を参照する形で対象者から本7月29日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月29日付提案の内容については、7月29日付本提案者プレスリリースをご参照ください。）、対象者から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更について7月29日付協議申入れを受けました。

本コンソーシアムは、本7月29日付提案及び7月29日付協議申入れ以降、対象者の市場株価が本8月13日付条件変更前の本公開買付価格である3,450円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討いたしました。本コンソーシアムは、本8月13日付条件変更前の本公開買付価格は既に対象者の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の対象者の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、対象者の将来の経営方針に対する不透明感を強め、対象者の企業価値を毀損するおそれがあり、また、対象者の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、対象者の企業価値向上施策に取り組むことは急務であるとの考えのもと、本公開買付価格を3,570円に変更することで、本公開買付けを成立させることができると考え、2026年8月10日付で対象者及び本特別委員会に対して、本8月13日付条件変更を提案いたしました（以下「本8月10日付条件変更提案」といいます。）。なお、公開買付者は、本7月29日付提案及び本8月13日付条件変更後の本公開買付価格（3,570円）について、上記（Ⅰ）～（Ⅳ）の観点は引き続き妥当するものと考えております。すなわち、公開買付者としては、本7月29日付提案における、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提とする3,640円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者はKDDIとの間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格（2026年8月13日時点では3,642円）で、対象者株式の全てを対象とし、対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となります。詳細は、下記「（6）公開買付けに係る重要な合意」の「③ 本不応募契約（KDDI）」をご参照ください。）、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることに加え（上記（Ⅰ）の観点）、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えております（上記（Ⅱ）の観点）。また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、本提案者による対抗提案を経て十分に対象者株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであるといえます（上記（Ⅲ）の観点）。さらに、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、応募契約（Oasis）におけるOasisの応募義務を免除する価格要件を充足する金額であり（上記（Ⅳ）の観点）、本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定です。

なお、2026年8月13日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年8月13日、本公開買付価格を3,570円、本自己株式取得価格を2,902円に変更することを決定いたしました。

<後略>

②【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】

（ii）買付け等の価格の算定の基礎

ア 普通株式

（訂正前）

公開買付者は本条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに対象者に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本条件変更前の本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉を

行い、2026年5月12日、本条件変更前の本公開買付価格を3,000円と決定いたしました。なお、本条件変更前の本公開買付価格は対象者が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としております。

公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本条件変更前の本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して41.44%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して42.65%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して53.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して38.50%のプレミアムとなる価格となります。

また、本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して8.15%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して23.86%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して46.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して39.34%のプレミアムとなる価格となります。また、本条件変更前の本公開買付価格である3,000円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して2.56%のプレミアムとなる価格となります。

その後、公開買付者は2026年7月17日、本7月1日付提案以降、対象者の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、本公開買付けが長期化することで、対象者の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、対象者の事業運営上悪影響があり、対象者の企業価値を毀損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定いたしました。本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して62.66%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して64.05%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して77.01%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して59.28%のプレミアムとなる価格となります。

また、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して24.37%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して42.44%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して68.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して60.24%のプレミアムとなる価格となります。また、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して17.95%のプレミアムとなる価格となります。

(訂正後)

公開買付者は本7月17日付条件変更前の本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している決算短信、有価証券報告書及び決算説明資料等の財務情報、並びに対象者に対して2026年2月下旬から4月中旬に実施したデュー・ディリジェンスの結果を踏まえ、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格に関する対象者との協議・交渉を行い、2026年5月12日、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格を3,000円と決定いたしました。なお、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格は対象者が2026年3月期の定時株主総会において決定した、2026年3月期の期末配当25円を行うことを前提としております。

公開買付者は上記の諸要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本7月17日付条件変更前の本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

本7月17日付条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して41.44%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して42.65%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して53.93%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して38.50%のプレミアムとなる価格となります。

また、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格である3,000円は本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して8.15%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して23.86%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して46.70%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して39.34%のプレミアムとなる価格となります。また、本7月17日付条件変更前の本公開買付価格である3,000円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して2.56%のプレミアムとなる価格となります。

その後、公開買付者は2026年7月17日、本7月1日付提案以降、対象者の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、対象者の非公開化に向けた目途が立たず、本公開買付けが長期化することで、対象者の将来の経営方針に対する不透明感が継続することは、対象者の事業運営上悪影響があり、対象者の企業価値を毀損する懸念も生じ得ることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定いたしました。

その後、公開買付者は2026年8月13日、本7月29日付提案以降、対象者の市場株価が現在の公開買付価格を上回り推移しており、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、対象者の将来の経営方針に対する不透明感を強め、対象者の企業価値を毀損するおそれがあることを踏まえ、本公開買付けの成立の確度を高め、現在の不透明な状況を収束させることを企図し、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定いたしました。

本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本憶測報道による影響を受けていないと考えられる2026年4月22日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,121円に対して68.32%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,103円に対して69.76%、同過去3ヶ月の終値単純平均1,949円に対して83.17%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,166円に対して64.82%のプレミアムとなる価格となります。

また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値2,774円に対して28.70%、同日までの過去1ヶ月の終値単純平均2,422円に対して47.40%、同過去3ヶ月の終値単純平均2,045円に対して74.57%、同過去6ヶ月の終値単純平均2,153円に対して65.82%のプレミアムとなる価格となります。また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、2026年5月12日の対象者株式の終値である2,925円に対して22.05%のプレミアムとなる価格となります。

③【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】
(訂正前)

<前略>

本コンソーシアムは、対象者より、公開買付者による本条件変更提案を踏まえた検討の経緯は以下のとおりと伝達を受けております。

2026年7月15日に、対象者は本コンソーシアムより、本公開買付価格を3,450円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して24.37%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して42.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して68.70%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して62.66%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して64.05%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して77.01%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,805円とする提案書を受領したとのことです。

なお、2026年7月17日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

(訂正後)

<前略>

公開買付者による本7月17日付条件変更提案を踏まえた検討の経緯及び本提案者による本7月29日付提案を踏まえた検討の経緯は以下のとおりとのことです。

2026年7月15日に、対象者は本コンソーシアムより、本公開買付価格を3,450円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して24.37%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して42.44%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して68.70%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して60.24%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して62.66%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して64.05%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して77.01%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して59.28%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,805円とする提案書を受領したとのことです。

その後、対象者は本提案者より本7月29日付提案を受領し、当該提案における公開買付価格が2026年7月29日時点の本公開買付価格を上回っていたことから、2026年7月29日付で、本公開買付契約に基づき、公開買付者に対して本公開買付価格の変更について7月29日付協議申入れを行い、2026年8月10日に、対象者は本コンソーシアムより、本公開買付価格を3,570円（本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月11日の終値2,774円に対して28.70%のプレミアム、直近1ヶ月間の終値の単純平均値2,422円に対して47.40%のプレミアム、直近3ヶ月間の終値の単純平均値2,045円に対して74.57%のプレミアム、直近6ヶ月間の終値の単純平均値2,153円に対して65.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本憶測報道がなされた2026年4月23日の前営業日である2026年4月22日の終値2,121円に対して68.32%、2026年4月22日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,103円に対して69.76%、2026年4月22日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,949円に対して83.17%、2026年4月22日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,166円に対して64.82%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。）、本自己株式取得価格を2,902円とする提案書を受領したとのことです。

なお、2026年7月17日時点及び2026年8月13日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い67営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い75営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

(訂正前)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年10月上旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年10月中旬を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

5【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間等】

①【買付け等の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2026年5月13日(水曜日)から2026年8月17日(月曜日)まで(67営業日)
公告日	2026年5月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2026年5月13日(水曜日)から2026年8月27日(木曜日)まで(75営業日)
公告日	2026年5月13日(水曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式1株につき	金3,450円
新株予約権証券	第8回新株予約権 第10回新株予約権 第11回新株予約権 第13回新株予約権 第14回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第17回新株予約権 第18回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権	1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ()	—	
株券等預託証券 ()	—	

(訂正後)

株券	普通株式1株につき	金3,570円
新株予約権証券	第8回新株予約権 第10回新株予約権 第11回新株予約権 第13回新株予約権 第14回新株予約権 第15回新株予約権 第16回新株予約権 第17回新株予約権 第18回新株予約権 第19回新株予約権 第20回新株予約権	1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円 1個につき 金1円
新株予約権付社債券	—	
株券等信託受益証券 ()	—	
株券等預託証券 ()	—	

9【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	<u>420,574,896,150</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	<u>580,000,000</u>
その他(c)	<u>28,000,000</u>
合計(a)+(b)+(c)	<u>421,182,896,150</u>

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(121,905,767株)に、本公開買付価格(3,450円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	<u>435,203,588,190</u>
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	<u>600,000,000</u>
その他(c)	<u>31,000,000</u>
合計(a)+(b)+(c)	<u>435,834,588,190</u>

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(121,905,767株)に、本公開買付価格(3,570円)を乗じた金額を記載しております。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

④ 【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額 (千円)
公開買付者親会社による出資 (第三者割当による新株の発行の引受け及び自己株式の処分の引受け) (注1) (注2)	<u>197,000,000</u>
計(d)	<u>197,000,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年7月15日付で、公開買付者親会社である Kamgras 2 株式会社より、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して197,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、①公開買付者親会社は、公開買付者に対する出資の裏付けとして、Kamgras Limitedより、本公開買付けが成立した場合には、197,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年7月15日付で取得しており、また、② Kamgras Limitedは、公開買付者親会社に対する出資の裏付けとして、BPEA Private Equity Fund IX, SCSp (以下「BPEA PE Fund IX」といいます。)より、本公開買付けが成立した場合には、197,000,000千円を限度として直接又は間接に出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年7月15日付で取得しております。

<後略>

(訂正後)

内容	金額 (千円)
公開買付者親会社による出資 (第三者割当による新株の発行の引受け及び自己株式の処分の引受け) (注1) (注2)	<u>211,000,000</u>
計(d)	<u>211,000,000</u>

(注1) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2026年8月12日付で、公開買付者親会社である Kamgras 2 株式会社より、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者に対して211,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。また、①公開買付者親会社は、公開買付者に対する出資の裏付けとして、Kamgras Limitedより、本公開買付けが成立した場合には、211,000,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年8月12日付で取得しており、また、② Kamgras Limitedは、公開買付者親会社に対する出資の裏付けとして、BPEA Private Equity Fund IX, SCSp (以下「BPEA PE Fund IX」といいます。)より、本公開買付けが成立した場合には、211,000,000千円を限度として直接又は間接に出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年8月12日付で取得しております。

<後略>

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

422,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(注) 上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる金銭が含まれています。

(訂正後)

436,000,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(注) 上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる金銭が含まれています。

1 1 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2026年 8 月 24 日 (月曜日)

(訂正後)

2026年 9 月 3 日 (木曜日)

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

(訂正前)

2026年 5 月 13 日現在

資本金の額	発行済株式の総数
25,000円	100,000,000株

(注) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」の「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに、197,000,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、当該出資により、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加する予定です。

(訂正後)

2026年 5 月 13 日現在

資本金の額	発行済株式の総数
25,000円	100,000,000株

(注) 公開買付者は、上記「第 1 公開買付要項」の「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の 2 営業日前までに、211,000,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、当該出資により、公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加する予定です。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

5 【大量保有報告書等の提出状況】

(2) 特別関係者が提出した書類

(訂正前)

株式会社デジタルガレージ

<中略>

書類の名称	変更報告書 No.90
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	2026年 7 月 23 日
提出先	関東財務局長

<後略>

(訂正後)

株式会社デジタルガレージ

<中略>

書類の名称	変更報告書 No.90
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	2026年7月23日
提出先	関東財務局長

書類の名称	変更報告書 No.91
提出者	株式会社デジタルガレージ 代表取締役 兼 社長執行役員グループCEO 林 郁
提出年月日	法定の提出期限日である2026年8月20日までに提出予定
提出先	関東財務局長

<後略>

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2026年8月13日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2026年5月13日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 出資証明書

本公開買付価格の変更に伴い、①公開買付者が公開買付者親会社より取得した出資証明書、②公開買付者親会社がKamgras Limitedより取得した出資証明書、及び③Kamgras LimitedがBPEA PE Fund IXより取得した出資証明書に変更がありましたので、添付の出資証明書と差し替えます。